

多久市過疎地域持続的発展計画新旧対照表（令和5年6月変更）

変更前					変更後				
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) 略 (3) 計画					5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) 略 (3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保					4 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(1) 市町村道 道路	道路新設・改良・修繕事業 市道工事新設・改良・修繕 市道舗装工事	市			(1) 市町村道 道路	道路新設・改良・修繕事業 市道工事新設・改良・修繕 市道舗装工事	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市			橋りょう	橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市	
	(3) 林道	森林環境保全整備事業 伯父山開設 L=1,147m(1,500m) W=4.0m	市			(3) 林道	林道開設・改良・修繕事業 林道開設・改良・修繕	市	
		橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市				橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市	
	(6) 自動車等 自動車	多久市自家用有償バス（ふれあいバス）更新事業	市			(6) 自動車等 自動車	多久市自家用有償バス（ふれあいバス）更新事業	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業					(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	略				公共交通	略		
(4) 略					(4) 略				
6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 ① 水道、污水处理施設等の整備 (省略) 下水道については、令和元年度の污水处理人口普及率は、全国が 91.7%、佐賀					6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 ① 水道、污水处理施設等の整備 (省略) 下水道については、令和元年度の污水处理人口普及率は、全国が 91.7%、佐賀				

県が 84.7%であるのに対し、本市では 56.9%であり、普及率の一層の向上が求められています。なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。

(省略)

②～⑤ 略

(2) 対策

① 水道、汚水処理施設等の整備

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的に、地域の実情に応じた適切な汚水処理の手法を選択し整備を推進します。

(主要施策)

●下水道の整備推進

下水道事業計画を作成し、下水道の整備を推進するとともに、個別処理区においては浄化槽の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。また、単独浄化槽を合併浄化槽に転換していきます。

●生活排水処理の普及促進

戸別訪問説明や地区説明会等の開催及び市報やケーブルテレビ等を活用して、生活排水処理（水質保全、環境負荷）に対する市民への理解を深め、汚水処理人口普及率を向上させます。

県が 84.7%であるのに対し、本市では 56.9%であり、普及率の一層の向上が求められています。なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。加えて、下水道処理場は供用開始後 16 年が経過し、システムの老朽、経年による機器更新時期となっているため、長寿命化計画を作成し更新工事を行う必要があります。

(省略)

②～⑤ 略

(2) 対策

① 水道、汚水処理施設等の整備

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的に、地域の実情に応じた適切な汚水処理の手法を選択し整備を推進します。

(主要施策)

●下水道の整備推進

下水道事業計画を作成し、下水道の整備を推進するとともに、個別処理区においては浄化槽の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。また、単独浄化槽を合併浄化槽に転換していきます。

●機器の更新

長寿命化計画を作成し、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築・更新を行う事で安全性を確保し、良好な施設状態を保ちます。

●生活排水処理の普及促進

戸別訪問説明や地区説明会等の開催及び市報やケーブルテレビ等を活用して、生活排水処理（水質保全、環境負荷）に対する市民への理解を深め、汚水処理人口普及率を向上させます。

(省略)

②～⑤ 略

(3)(4) 略

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 略

(2) 対策

① 略

② 健康で生き生きと暮らせる保健体制の推進

(省略)

●健康づくり推進体制の整備と活用の推進

保健対策推進協議会や食育推進協議会等を活用した施策の充実を図り、地域に密着した健康づくりの推進に努めます。

(省略)

③ 略

(3)(4) 略

8 医療の確保

(1)(2) 略

(3) 計画

(省略)

②～⑤ 略

(3)(4) 略

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 略

(2) 対策

① 略

② 健康で生き生きと暮らせる保健体制の推進

(省略)

●健康づくり推進体制の整備と活用の推進

保健対策推進協議会や食育推進協議会等を活用した施策の充実を図り、地域に密着した健康づくりの推進に努めます。

●高齢者の自立支援体制のための整備と支援

高齢者が住みなれた地域で生活できるよう通いの場活動を推進するとともに、住民同士の支え合いの活動による支援に取り組みます。また、フレイル予防や認知症予防のため、食生活や運動の継続ができるよう支援します。

(省略)

③ 略

(3)(4) 略

8 医療の確保

(1)(2) 略

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院	新公立病院整備事業 電子カルテ導入事業 高度医療機器整備事業	市 (一部事務組合) 市 市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	略		

(4) 略

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院	新公立病院整備事業 (削除) 高度医療機器整備事業	市 (一部事務組合) (削除) 市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	略		

(4) 略